資料２

ZEH基準について（経済産業省「令和７年度以降におけるZEH＋ の定義変更について」抜粋）
（参考）ZEHシリーズ及びZEH+の定義一覧表（令和７年度以降）

令和７年度以降の変更点について**赤字**で記載

分類・通称	要件						その他要件・備考	目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に応じて、特定の地域に目指すべき水準を設定している。)
	外皮基準				一次エネルギー消費量削減率			
	地域区分							
	1・2	3	4	5~7	省エネのみ	再エネ等含む		
『ZEH』	断熱等性能等級5以上				20%以上	100%以上	再生可能エネルギーを導入（容量不問。全量売電を除く。）すること。	ー
Nearly ZEH	UA値 0.40 以下	UA値 0.50 以下	UA値 0.60 以下	UA値 0.60 以下		75%以上 100%未満		• 寒冷地(地域区分１又は２地域) • 低日射地域(日射区分A1又はA2地域) • 多雪地域
ZEH Oriented						-	下表の対象地域に該当する。 再生可能エネルギー未導入も可	• 下表の対象地域が該当する。
『ZEH+』	**断熱等性能等級６以上**				**30%以上**	100%以上	再生可能エネルギーを導入（容量不問。全量売電を除く。）することに加え、※のうち１項目以上を満たす。	ー
Nearly ZEH+	UA値 **0.28** 以下	UA値 **0.28** 以下	UA値 **0.34** 以下	UA値 **0.46** 以下		75%以上 100%未満		• 寒冷地(地域区分１又は２地域) • 低日射地域(日射区分A1又はA2地域) • 多雪地域

ZEH Oriented対象地域 （右記のいずれかの地域に該当する。）	• 都市部狭小地等（北側斜線制限の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域）であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住居が平屋建ての場合は除く） • 多雪地域（建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域）

※ZEH+の追加要件については、次の２要素のうち少なくとも１つ以上を満たすこととする。

① **再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置**：太陽光発電設備等により発電した電力の蓄電を可能とする設備又は日中に余剰電力を活用する機器を設置することや、太陽熱を活用した機器を設置することにより、再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置を講じていること。具体的には以下の１）～４）のうち少なくとも**いずれか一つを設置**すること。
１）昼間の沸き上げに対応した高効率給湯器（ヒートポンプ/ハイブリッド給湯機）、２）蓄電池（ただし、初期実効容量５kWh 以上のものに限る）、３）電気自動車（プラグイン ハイブリッド車を含む）の充電設備（住宅との間において充放電が可能な設備を含む。また、分電盤において所要の容量を確保し、及び漏電ブレーカーの設置等の所要の措置を講じることを含むこと）、４）太陽熱利用システム又はPVT システム（ただし、いずれも強制循環式であって一定の機能要件を満たすものに限る）

② **高度エネルギーマネジメント**：HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。将来的には、上記に加えて、蓄電池やディマンドリスポンス（DR：Demand Response）機能を搭載した家電製品等と連携することにより、DR やバーチャルパワープラント（Virtual Power Plant）に参加可能にすることが期待される。

資料３

シラコバト団地まちづくりプロジェクト（第一期）

審査基準書

令和 8 年 11 月

埼玉県

資料３

― 目　次 ―

１　審査基準書の位置付け.....1

２　審査方法.....1

（１）審査方法の概要.....1

（２）本事業に係る事業者選定委員会の設置.....1

（３）審査の流れ.....1

３　審査内容.....3

（１）資格確認.....3

（２）第一次審査.....3

（３）第二次審査.....3

４　優先交渉権者及び次点交渉権者の決定・公表.....6

資料３

１　審査基準書の位置付け

本審査基準書は、埼玉県（以下「県」という。）が実施するシラコバト団地まちづくりプロジェクト（第一期）（以下「第一期事業」という。）における事業者の評価・選定に当たり、評価・選定方法及び評価・選定基準を示すものであり、「募集要項」と一体をなすものである。

２　審査方法

（１）　審査方法の概要

第一期事業は、脱炭素社会形成のため、県営シラコバト住宅の建替えにより段階的に生み出した用地を、高い省エネ性能や災害に強い住宅街区として整備し、持続可能なまちづくりが展開されることを目指し、民間事業者へ売却を行う事業である。

事業者の選定については、事業提案の内容及び購入希望価格を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

（２）本事業に係る事業者選定委員会の設置

県では、事業者の募集及び選定にあたり、応募者からの提案に対して客観的かつ公平な視点から評価を行うため、「シラコバト団地まちづくりプロジェクト（第一期）事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

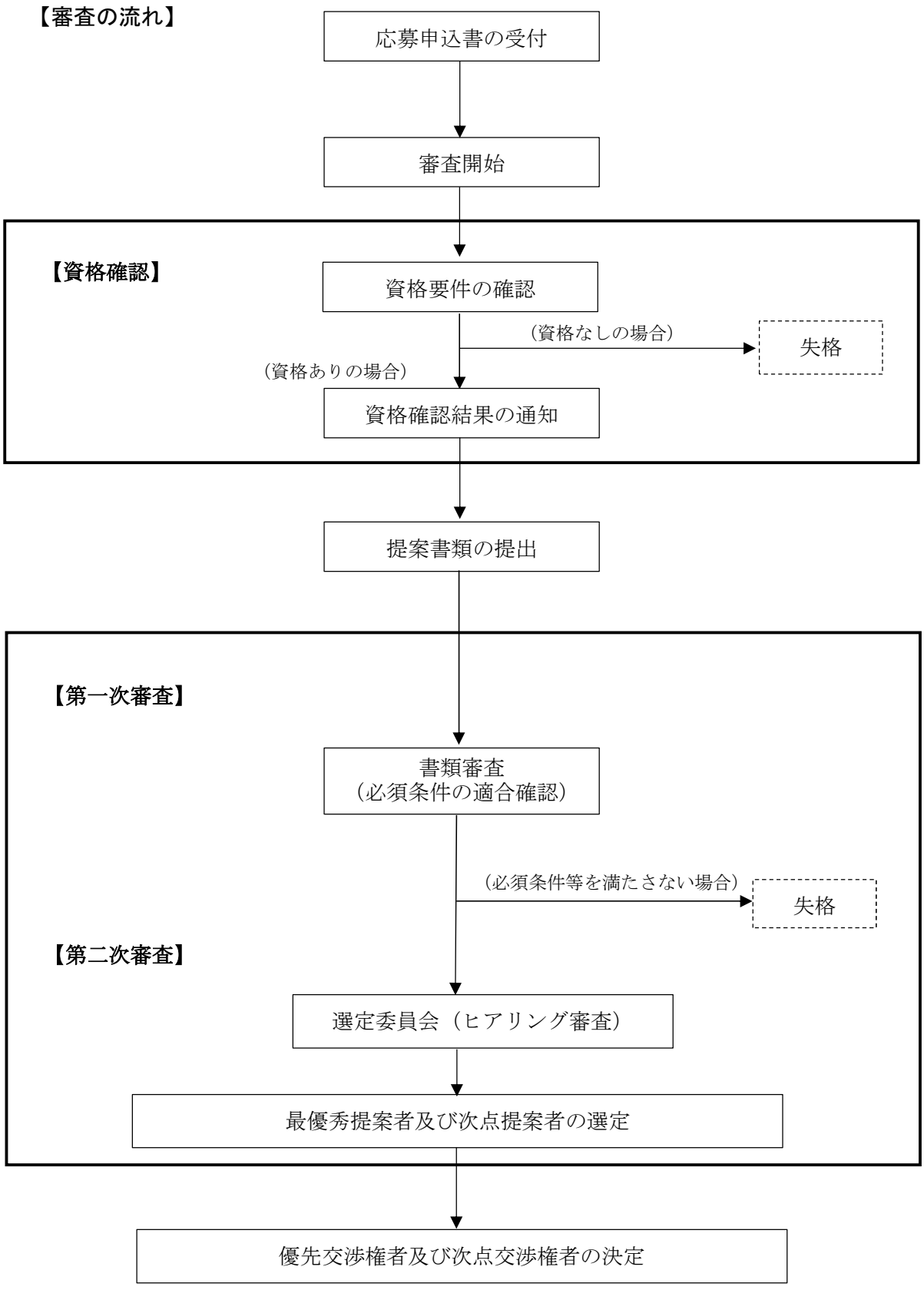
選定委員会は、応募者からの事業提案及び購入希望価格を基に、最優秀提案者及び次点提案者の選定を行う。

（３）審査の流れ

審査は、応募資格その他募集要項に定める条件への適合を確認したうえで、事業評価及び価格評価を行い、その評価点の合計を総合評価点として評価する。

次頁に審査の流れを示す。

資料３


【審査の流れ】
応募申込書の受付
審査開始
【資格確認】
資格要件の確認
（資格なしの場合）
失格
（資格ありの場合）
資格確認結果の通知
提案書類の提出
【第一次審査】
書類審査
（必須条件の適合確認）
（必須条件等を満たさない場合）
失格
【第二次審査】
選定委員会（ヒアリング審査）
最優秀提案者及び次点提案者の選定
優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

資料３

３　審査内容

（１）資格確認

１）応募者の資格要件の確認

応募申込書等に基づき、募集要項に規定する応募者資格を満たしているか確認する。資格確認結果は、応募者に通知する。

２）提出書類の確認

事務局が、応募者から提出された応募申込書等について、不備がないかについて確認する。（※審査を円滑に行うため、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。）

（２）第一次審査

提案書類の確認及び書類審査

提出された書類を基に書類審査を行い、募集要項に定める必須条件その他の条件への適合を確認する。必須条件を満たしている場合は、ヒアリング審査の日程及び実施方法について、代表者へ電子メールで個別に通知する。

なお、以下の場合は、失格とすることがある。

ア　募集要項で示した必須条件を満たさない場合

イ　都市計画法、建築基準法などの各種法令（条例、規則を含む）に抵触している場合

ウ　その他、募集要項に記載している条件を満たさない場合

※審査の通過は、建築確認などの審査を通過したことを意味するものではない。

（３）第二次審査

提案内容等の評価

事業提案等について、次頁の事業評価項目に基づく評価分類ごとに評価したうえで採点し、その合計を事業評価点（100 点満点）とする。

資料３

事業評価項目

■必須条件

評価分類	評価ポイント	可否	様式
1)脱炭素や防災性の向上に係る事項	ア　住宅の性能は、ZEH 基準とする。(ZEH 基準は別添資料２のとおり、経済産業省 ZEH・ZEH-M 委員会が定義しているものとする。)	可/否	４－１
2)コミュニティ形成・景観に関する事項	ア　関係法令等を遵守した計画とすること。なお、当該地は「上平第二地区 地区計画」の区域内にある。	可/否	４－１
	イ　道路沿いはオープン外構とし、緑化や親しみやすい良質な素材・しつらえとする。	可/否	
3)防火水槽跡地の整備に関する事項	ア　防火水槽跡地に整備を行う施設の内容、管理及び運営方法は、具体性・実現性・継続性を確保する。	可/否	４－２
5)事業実施に関する事項	ア　工程や開発計画、事業収支計画等の事業体制が適切な内容である。	可/否	５－２

■推奨条件

評価分類	評価ポイント	配点	様式
1)脱炭素や防災性の向上に係る事項 (45 点)	イ　住宅の性能は、ZEH＋基準以上とする。 （ZEH+：１２点、GXZEH、GXZEH+：１５点）	15	４－１
	ウ　エネルギーの自給率、創出したエネルギーの自家消費率の向上に資する技術を導入する。(ZEH＋基準を満たすために設置したものを除く。)	5	
	エ　災害時にエネルギーの融通・共有に資する技術を導入する。(街区内におけるエネルギー融通、V2H を活用した災害時におけるエネルギー共有等。)	15	
	オ　地球環境への配慮 １）自然の採光・通風を積極的に取り入れるパッシブデザインを採用した住環境 ２）配慮や雨水浸透に関する取組 ３）道路・駐車場の高熱化の抑制 ４）その他（例：生物多様性への配慮等）	10	

資料３

評価分類	評価ポイント	配点	様式
２）コミュニティ形成・景観に関する事項（45 点）	ウ　周辺環境を意識した景観形成を図るとともに、入居者のコミュニティ形成、安心安全に配慮し、将来のまちづくりを見据えた住環境を整備する。 例： ・街並みの景観を意識した、街区デザインとする。 ・ユニバーサルデザインとするとともに、車動線の考慮、防犯性の考慮などにより、だれもが安心して暮らしやすい住宅・住宅地とする。 ・地域コミュニティ形成に配慮し、地域の回遊や往来、交流等の場となる通路や広場等を設ける。	20	４－１
	エ　入居者の交流促進や生活利便性の向上等に資する取組 例：共用施設の管理・運営や、入居時のコミュニティ組織構築を促す取組	20	
	オ　防災性向上に繋がるコミュニティ形成を促す取組	5	
４）その他の独自提案に関する事項（10 点）	ア　上記１）～３）以外の視点における「脱炭素や防災性の向上」「コミュニティ形成・景観」「防火水槽跡地の整備」に関する仕掛け・取組を実施する。 例： ・埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおける要素「スマート」に係る取組を実施する。（AI、IoT 等の先進技術を活用して、サービスの向上を図るものや、地域経済の活性化を図るものであること等。 ） ・電線類の地中埋設を行う。（例：整備する歩行者用通路等を活用する。） ・子育て支援に繋がるコミュニティ形成を促す取組を実施する。	10	４－１
合計		**100**	

３）価格評価

次の算式により価格評価点を算出する。

第一期事業地のうち水路敷を除く部分を対象とし、購入希望価格が最低売却価格未満の場合、失格とする。

価格評価点＝購入希望価格／全応募者のうち最も高い購入希望価格　×100 点

４）総合評価

事業評価点と価格評価点の合計を総合評価点とし、その最高点を得た者を最優秀提案者とする。なお、総合評価点が同点の場合は事業評価点が高い方を上位とする。

評価区分	配点
事業評価点	100 点
価格評価点	100 点
総合評価点	**200 点**

４　優先交渉権者及び次点交渉権者の決定・公表

県は、選定結果を各代表者及び単独応募者へ通知し、優先交渉権者及び次点交渉権者を県ホームページで公表する。

なお、基本協定を締結した事業予定者の事業計画（概要）、買受希望価格等を県ホームページで公表する。

資料４

シラコバト団地まちづくりプロジェクト（第一期）に関する基本協定書 （案）

埼玉県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、シラコバト団地まちづくりプロジェクト（第一期）（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が本事業の優先交渉権者として決定したことを確認するとともに、本事業に関する土地売買契約（以下「契約」という。）の締結に向けた事務手続き及び本事業の円滑な実施のため、締結する。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、令和9年●月●●日までの契約の締結に向けて、この協定の定めに従い、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 前項に規定する期限をやむを得ず変更する場合には、甲乙協議して定めるものとする。

（準備行為）

第3条 甲及び乙は、契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うものとする。

（募集要項等の遵守）

第4条 乙は、本事業の遂行に当たり、シラコバト団地まちづくりプロジェクト（第一期）プロポーザル応募事業者募集要項（以下「本要項」という。）に記載された事項及び自らの提案内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の不成立）

第5条 甲は、契約の締結までに、乙が本要項に定める資格要件を喪失し若しくは有していないことが判明した場合、又は乙が本要項に基づく事業者の選定手続き等甲の業務に関し不正ないしは不誠実な行為をしたと認めた場合、この協定を終了し、契約を締結しないことができる。

（是正勧告）

第6条 甲は、乙がこの協定の条項を遵守していないと認めるときは、乙に対して是正を勧告することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく是正勧告に応じ、是正策を甲に提出し、実施しなければならない。

3 甲は、乙が前項の規定による乙の義務を遵守していないと認めるときは、この協定を終了し、契約を締結しないことができる。

（乙の協定解除の禁止）

第7条 乙は、自己の都合によりこの協定を解除することができない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

資料４

（事業の実施が困難になった場合の措置）

第8条　法令の重大な変更などの、甲乙のどちらの責めによらない事由により、本事業が実施できない、あるいは実施できる見込みがなくなったと甲が認めたときは、この協定を終了し、甲及び乙がそれまでに要した費用は、それぞれの負担とする。

（損害賠償）

第9条　この協定の終了が、第5条に基づく場合、又は第6条に基づいた是正勧告に従わない等、乙の責めに帰すべき事由による場合、乙はこの協定の終了に起因して甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2　第5条若しくは第6条第3項又は第7条ただし書きに基づきこの協定を解除したことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任は負わない。

（権利義務の譲渡等）

第10条　乙は、予め甲の書面による承認を得た場合を除き、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保の用に供し、又は承継させてはならない。

（秘密の保持）

第11条　甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方の秘密を、事前に相手方の承諾を得ることなく第三者に開示してはならず、またこの協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合（資金調達の相手方が守秘義務を承諾するときに限る。）、及び法令上の要請により開示する場合には、この限りでない。

（協定の変更）

第12条　この協定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することができない。

（協定の有効期間）

第13条　この協定は、この協定の締結をもって効力が発生し、契約の締結と同時に効力を失うものとする。

（管轄裁判所）

第14条　甲及び乙は、この協定に関し裁判上の紛争が生じたときは、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすることに合意する。

（疑義の決定）

第15条　この協定に関し疑義のある事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

（以下本項余白）

資料４

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和9年　月　日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲　埼　玉　県

埼玉県知事　大野　元裕

所在地

乙　名称

資料５

シラコバト団地まちづくりプロジェクト（第一期）に関する土地売買契約書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、シラコバト団地まちづくりプロジェクト（第一期）プロポーザル応募事業者募集要項（以下「本要項」という。）に基づき、甲の所有する土地の売買及びシラコバト団地まちづくりプロジェクト（第一期）（以下「本事業」という。）実施について契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　甲及び乙は、本事業を遂行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第２条　甲はその所有する次に掲げる土地（以下「本件土地」という。）を乙に売り払い、乙はこれを買い受ける。

所在地	埼玉県上尾市大字上字堤下374-1、374-7、374-8、374-9、380－1、381						
地番	374-1	374-7	374-8	374-9	380－1	381	合計
公簿面積 単位：㎡	597.40	304.22	895.15	2,073.32	278.42	330.00	4,478.51

２ 本件土地の売買代金は、 ＜落札金額＞ 円とする。

（契約保証金）

第３条 乙は、本契約に関し、契約保証金として ＜落札金額の10/100以上＞ 円を契約締結と同時に納付する。

２ 前項の契約保証金に、利息は付けないものとする。

３ 甲は、乙が次条に定める義務を履行した時は、この契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

４ 第１項の契約保証金は、乙の責めに帰す理由により本契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（売買代金の支払い）

第４条　乙は、第２条第２項に定める代金のうち前条第１項に定める契約保証金を除いた ＜落札金額－契約保証金額＞ 円を甲の発行する納付書により、令和９年　月　日までに、甲の指定する金融機関において納付する。

（所有権の移転、引き渡し及び移転登記）

第５条　本件土地の所有権は、乙が第４条の代金（第２１条第１項の違約金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

２　本件土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引き渡し

があったものとする。

３　乙は、第１項の規定による本件土地の所有権移転後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

４　前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（募集要項等の遵守及び履行）

第６条　乙は、本事業の遂行にあたり、本要項に記載された事項を遵守しなければならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

２　乙は、甲と協議が成立した別紙（別紙の内容についてはこの契約締結の際、事業者の提案内容に従い決定する。）に掲げる実施すべき事業提案の内容について、遵守及び誠実に履行しなければならない。 ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（危険負担）

第７条　乙は、この契約締結後において、本件土地が甲の責に帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失を負担する。

（公租公課の負担）

第８条　売買代金完納後における公租公課については、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第９条　この契約締結後、甲は、本件土地に係る契約不適合責任（地中埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。）を一切負わないものとする。地中埋設物に起因する不具合があっても県は責任を負わず、事業者の負担で修繕、維持すること。

２　乙は、この契約締結後、本件土地に数量の不足のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができない。

（用途の指定）

第１０条　乙は、本件土地を本事業に使用しなければならない。

２　乙は、本件土地を第５条第２項の引き渡しから起算して５年以内に、第６条第２項の事業提案の内容に沿った建築物及び付属施設等の建設を完了しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（権利の設定等）

第１１条　乙は、第１０条に定める使用のため自己の居住の用に供する者に譲渡（以下「分譲」という。）する場合を除き、地上権、質権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定、又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。ただし、乙が甲と協議し、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（法令等の遵守）

第１２条　乙は、本事業の履行に当たっては、法その他各種関係法令を遵守しなければならない。

（公害等の防止）

第１３条　乙は、本事業の履行に伴い生じる電波障害、騒音、風害、日照阻害等について、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

（上下水道等）

第１４条　乙は、上下水道、電気、ガス、電話等の供給を受けるときは、各々の供給者、管理者等と協議のうえ、自らの負担により行わなければならない。

（実地調査等）

第１５条　甲は、乙の第６条第２項に定める履行状況を確認するため、乙が事業提案の内容を実施する期間中（期間についてはこの契約締結の際、事業者の提案内容に従い決定する。）、随時に実地調査を行い、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

２　乙は、開発許可申請、建築確認申請等の手続き前に、土地利用計画図及び建物平面図等を甲に提出しなければならない。

３　乙は、正当な理由なく前２項に定める実地調査を妨げ、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（第三者への説明）

第１６条　乙は、分譲を行う場合にあっては、乙の責任において、譲渡を受けようとする者に対し本事業の趣旨及び事業提案内容について説明し、協力を求めるものとする。

（契約の解除）

第１７条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、催告その他何らの手続を用いないで、この契約を解除することができる。

(1)　資格を偽る等不正な行為により当該土地を買い受けたとき。

(2)　破産、民事再生、会社更生又は会社整理の申立て、解散等があった場合で、これによりこの契約に規定する義務を履行することができないと認められるとき。

(3)　次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　本契約の履行に当たり、法令及び公序良俗に反する行為をしていると認められるとき。

キ　乙が当該契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク　乙が、アからカまでのいずれかに該当する者と当該契約の履行に係る契約をしていた場合（キに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、この契約に規定する義務を履行しないとき。

２　前項の定めに基づき甲がこの契約を解除したことにより、乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

（乙の契約解除の禁止）

第１８条　乙は、自己の都合によりこの契約を解除することができない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に基づきこの契約を解除したことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任は負わない。

（返還金等）

第１９条　甲は、第１７条第１項又は第１８条第１項ただし書の定めによりこの契約が解除されたときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、この契約を解除した場合において、乙が負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、この契約を解除した場合において、乙が損害を受けることがあっても、これを賠償しない。

４　甲は、この契約を解除した場合において、乙が本件土地に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は負担しない。

（原状回復の義務）

第２０条　乙は、第１７条第１項又は第１８条第１項ただし書の定めによりこの契約が解除されたときは、自己の負担において、本件土地を原状に回復し、甲の検査を受けて、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　甲は、前項の定めにより本件土地を返還する場合において、乙が原状に回復して返還しない

ときは、乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

３　乙は、第１項の定めにより本件土地を甲に返還する場合は、本件土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（違約金）

第２１条　乙は、第４条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年３．０パーセントの割合で計算した遅延金（100円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。

２　乙は、この契約に定める義務に違反したとき、又は第１７条第１項の定めによりこの契約が解除されたときは、売買代金の１０パーセントに相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

３　前２項の違約金は、第２３条に定める損害賠償額の予定又はその一部には充当しないものとする。

（境界の疑義等）

第２２条 乙は、本件土地の引き渡しを受けた後、本件土地に係る境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

２　この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、乙の責任において処理するものとする。

（損害賠償）

第２３条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第２１条第１項及び第２項に規定する違約金とは別に、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第２４条　甲は、第１９条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第２０条第２項若しくは第２１条第１項ないし第２項又は前条の定めにより甲に支払うべき金額があるときは、売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第２５条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（近隣住民等への配慮）

第２６条　乙は、本件土地の引き渡しを受けた以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとし、紛争が生じた場合は乙の責任において解決するものとする。

（管轄裁判所）

第２７条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

資料５

（疑義の決定）

第２８条　この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上定めるものとする。

（以下本項余白）

資料５

この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自その１通を保有するものとする。

契約日　令和９年　　月　　日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号
甲　埼　玉　県
埼玉県知事　　大野　元裕

所在地
乙　名称